

オンライン資格確認 2023年4月「原則義務化」

締切 3/31 まで

「やむを得ない事情がある場合」の経過措置

猶予届出 開始

厚労省は1月27日にオンライン資格確認(以下、「オン資」)の「原則義務化」の経過措置の猶予届出について通知しました。3月31日までにオン資が導入できない場合は、以下の「やむを得ない事情」の猶予届出をあきらめず積極的に提出してください。

今回の経過措置では、光回線が整備されない限り猶予対象になりますので、該当する先生は経過措置②を選択できます。義務化の対象外とされている紙レセプト請求の医療機関は届出不要です。なお、政府は2024年4月を目途に紙レセや経過措置医療機関向けにモバイル型の簡易な「資格確認限定型」や「居宅同意取得型」のシステムの運用を予定しています。

やむを得ない事情		経過措置の期限	補助金の支給要件(導入完了日)
①	2023年2月末までにベンダーと契約したが、導入に必要なシステム整備が未完了	システム整備が完了する日まで (遅くとも2023年9月まで)	2023年9月末
②	オン資に接続可能な光回線のネットワーク環境が整備されていない	オン資に接続可能な光回線のネットワークが整備されてから6カ月後まで	2024年3月末
③	訪問診療のみを提供する医療機関	訪問診療のオン資(居宅同意取得型)の運用開始まで(2024年4月予定)	2024年3月末(※)
④	改築工事中、臨時施設の医療機関	改築工事が完了するまで 臨時施設が終了するまで	2023年9月末
⑤	廃止・休止に関する計画を定めている医療機関	廃止・休止まで (遅くとも2024年秋まで)	2023年9月末
⑥	その他特に困難な事情がある医療機関	特に困難な事情が解消されるまで	2023年9月末

(※)補助交付期間

2ページ目のフローチャートを確認してください

届出方法	<p>1. 「医療機関等向けポータルサイト」のマイページから届出する。 (既にアカウント登録している医療機関、又はこれからアカウント登録する医療機関)</p> <p>2. 1.の方法が困難な場合は「猶予届出書」を下記に郵送する(追跡できるようにレターパックや簡易書留が望ましい)。届出様式は「厚労省ホームページ」又は「医療機関等向けポータルサイト」から入手できます。希望により、保険医協会から届出用紙をお送りします。</p>
	<p>〒105-0004 東京都港区新橋 2-1-3 社会保険診療報酬支払基金 医療情報化支援助成課 行 ※ 封筒の表面に赤字で「猶予届出書 在中」と記載してください。</p>



厚労省ホームページ



ポータルサイト



協会 HP

<オンライン資格確認等コールセンター>

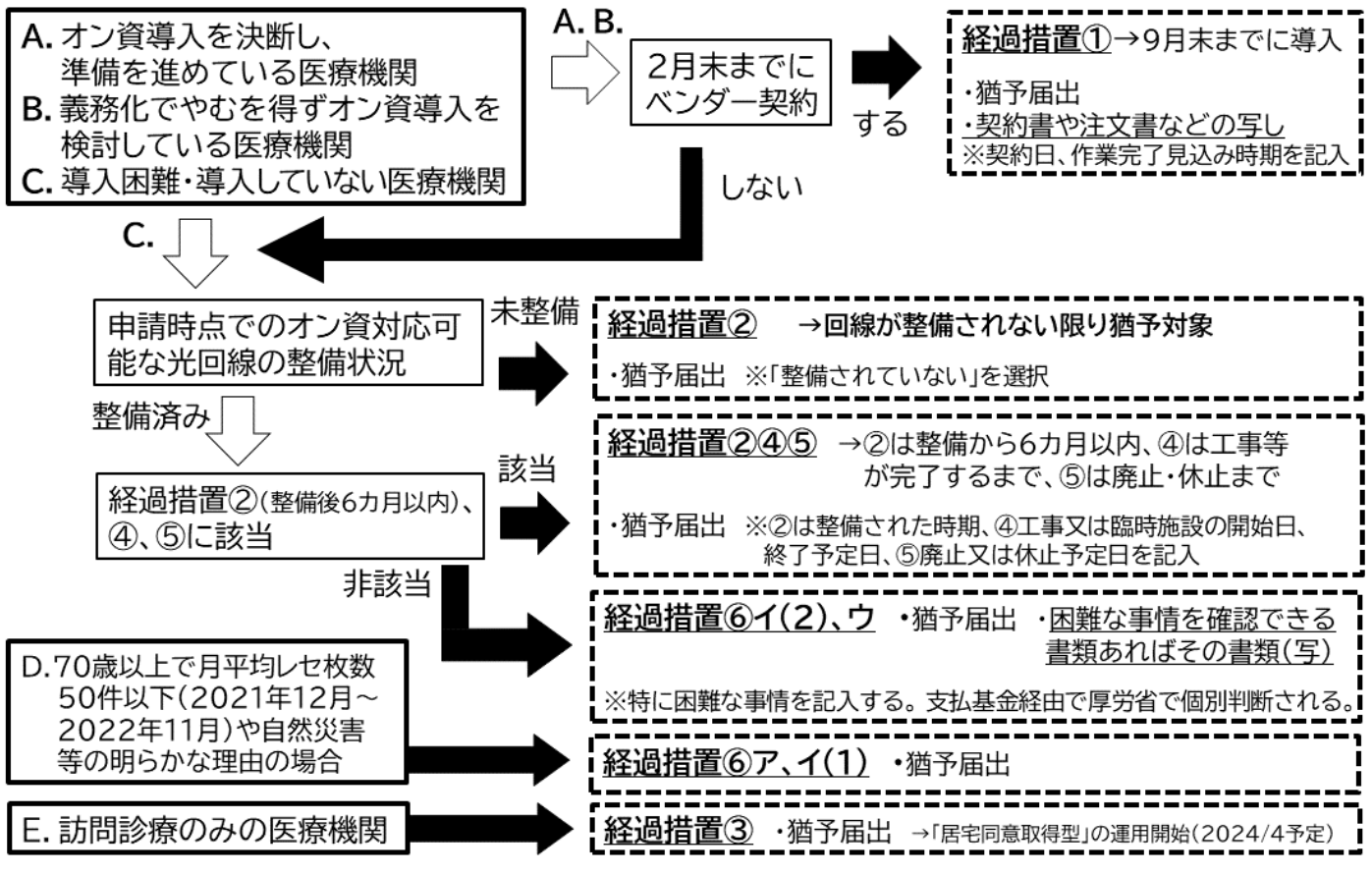
電話 0800-0804583 (月~金 8:00~18:00、土 8:00~16:00)

Eメール:contact@iryohokenjyoho-portalsite.jp

お問い合わせ 愛知県保険医協会

税経部(052-832-1345) 医科社保学術部(052-832-1347) 歯科部 (052-832-1349)

保険医協会でもご相談に応じます。お問い合わせください



★経過措置①④⑤⑥について、オンライン導入補助金を受けるためには、フロー図にかかわらず、2月末までにバンダーと契約し、9月末までに導入完了することが条件です。

★経過措置②③⑤⑥、紙レセの医療機関などが申込んだ顔認証付きカードリーダーはキャンセルできます。

【猶予届出書(郵送の場合、抜粋)】

⑥ ⑤の回答に応じた補足事項	
・第1号	システム事業者との契約日 (遅くとも2023年2月末) 西暦 年 月 日 作業完了見込み時期 (遅くとも2023年9月末) 西暦 2023 年 月
・第2号	光回線のネットワークの整備状況(1.整備されていない/2.整備された) (2の場合 整備された時期 西暦 年 月 日)
・第3号	訪問診療のみを実施する保険医療機関である。(1.はい)
・第4号	工事又は臨時施設開始日 西暦 年 月 日 工事又は臨時施設終了予定日 西暦 年 月 日
・第5号	廃止又は休止予定日 (遅くとも2024年秋) 西暦 年 月 日
・第6号	特に困難な事情として、右の状況にある。 <ul style="list-style-type: none"> ・ア: 自然災害等により継続的に導入が困難である場合 ・イ: 高齢の医師等でレセプト取扱件数が少ない場合(※以下に年齢等を記載) (目安: 2023年4月時点で常勤の医師等が高齢であって、月平均レセプト件数が50件以下) (1) 常勤の医師等のうち最も若い者の2023年4月時点の年齢 歳 (2) 特に困難な事情(※(1)の年齢が70歳以上である場合は記載不要) ・ウ: その他導入義務の例外措置(院内等の電子化が進んでいない状況)又は第1号～第5号と同視できる特に困難な事情がある場合(※以下に具体的な内容を記載)
⑦ 備考	

保険医協会でもご相談に応じます。お問い合わせください(052-832-1345)